

始良市農業委員会総会議事録（令和元年5月）

1. 開催日時 令和元年5月31日（金） 午後1時30分～午後3時48分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甌 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	—
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（11人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 12番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地の利用目的変更願について
8. 議案第 6号 非農地証明願について
9. 議案第 7号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について
10. 議案第 8号 農地あっせん申出（貸付 希望）について

11. 議案第 9 号 農地あっせん申出（借受 希望）について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼農地係長
振興係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長

	<p>始良市農業委員会総会議事録（令和元年5月）</p> <p>（大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p> <p>ただいまから、令和元年度 第2回 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は <u>18名中、18名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第1 議事録署名委員の指名 —————</p>
議長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>『異議なし』</p>
議長	<p>それでは、18番委員、1番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第2 会議書記の指名 —————</p>
議長	<p>つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼農地係長 と ○○振興係長 を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了ま</p>

	<p>での間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 4 2 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は 1 ページ目からです。 こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による、農用地の利用権の設定になります。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は 5 月 3 1 日、契約の始期は 6 月 1 日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1 年間で 1 件、3 年間で 1 7 件、5 年間で 1 7 件、6 年間で 1 件、1 0 年間で 9 件で、合計 4 5 件となっております。面積につきましては、合計 6 6, 0 0 9 ㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 9 ページにありますので、ご確認いただきたいと思います。なお、総会資料の 9 ページ、4 3 番が 1 5 番委員、4 4 番が 2 番委員、4 5 番は 1 9 番委員の関与する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしく願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1 番から 4 2 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 4 2 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>

議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から42番までについては、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第1号 43番から45番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 43番の関係者、15番委員の退席をお願いします。
委 員	（15番委員退席）
議 長	それでは、43番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第1号 43番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、43番については原案のとおり決定いたしました。 15番委員は着席してください。
委 員	（15番委員着席）
議 長	次に、44番の関係者、2番委員の退席をお願いします。
委 員	（2番委員退席）
議 長	それでは、44番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第1号 44番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、44番については原案のとおり決定いたしました。

		2番委員は着席してください。
	委員	(2番委員着席)
議長		次に、45番につきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の5番委員に議長を交代いたします。
	委員	(会長退席)
議長		(5番委員 議長席に着席)
		それでは、45番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	委員	[質問、意見なし]
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号 45番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、45番については原案どおり決定いたしました。 このあと、会長に議長をお返しします。
	委員	(5番委員 議長席から退席)
議長		(会長 議長席に着席)
		————— 議案第2号 —————
議長		次に、日程第4 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から5番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、10ページです。今回の申請件数につきましては、5件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから5ページに調査書がありますので、ご審議の参考として下さい。

	<p>それでは、1番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 始良市加治木町在住の〇〇。譲渡人 始良市加治木町在住の〇〇の親子間の生前贈与です。申請地の所在は、加治木町小山田字小山尻〇〇番〇 田、字上野中〇〇番 田、それと字野迫〇〇番〇 田、それと字下市来原〇〇番〇 畑、同字〇〇番〇 畑、それと同字〇〇番〇 畑、それと同字〇〇番〇 畑で、合計7筆 合計面積が8,580㎡です。</p> <p>以上で1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番委員です。調査報告をいたします。</p> <p>えーと、令和元年5月18日午後、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしましたので、報告いたします。〇〇さんは、定年して3年になりますが、今までも会社の休みの時などは、農作業の手伝いをしておったとのことでございます。今回、父親が91歳と高齢のため、譲り受けするとのことでございます。親子の贈与になります。田んぼも畑もきれいに管理されております。労働力、機械は、トラクター、田植え機、管理機と、今まで、お父さんが使っていた機械を、そのまま受け継いで、使用していくとのことでございます。奥さんと二人で、こっから農業に頑張るとのことございました。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまして、許可相当と思われまして。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきまして説明いたします。</p> <p>譲受人 溝辺町在住の〇〇。譲渡人 始良市加治木町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字宮田〇〇番〇 田の、面積1,268㎡です。</p> <p>以上で2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。6番委員です。</p> <p>去る令和の元年5月17日に本人宅に伺いました。えーこれは「〇〇」じゃなくて「〇〇」という方でございます。で、実際、現地はあの一溝辺の方でございます、本当に遠い所にいらっしゃるんだなと思っ て行きましたところが、車で行ってみると30分で簡単に、道路もいっ</p>

	<p>ために往来が出来ると、ほいで、いわゆる機械やら、労働力、その他の関係につきましましては、だんなさんと、奥さんとでやられるということで、年齢的にバイタリティーがあるという判断をいたしました。で、農作業条件、それから日数、それから色々な事におきましても、溝辺でやってらっしゃるんだなーという印象で、わたしの関係は、判断しました。</p> <p>当、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。非常に簡単ですが、以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めまます。</p> <p>それでは、3番につきまましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 三拾町在住の〇〇。譲渡人 三拾町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、三拾町字西玉〇〇番 田の、面積2,865㎡です。</p> <p>以上で3番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。4番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>5月22日に、譲受人と現地で会い、現地を調査いたしました。譲受人は、機械も、労働力、技術など、農業に関しては、ベテラン中のベテラン、何も心配はありません。そしてあの一、前の借受人とも、あの一円満に合意解約が出来たということで、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p> <p>次の、4番について事務局の説明を求めまます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、4番につきまましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人は4名で、まず譲渡人 寺師在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字宮田ケ平〇〇番 田、それと譲渡人 寺師在住の〇〇の分が、申請地の所在が、寺師字宮田ケ平〇〇番 田、それと寺師在住の〇〇の分が、申請地の所在が、寺師字鑑川〇〇番 田、寺師字岩元〇〇番 田、それと住吉字元日田〇〇番 田、以上です。それから西餅田在住の〇〇の分が、所在が寺師字宮田ケ平〇〇番 田の、合計6筆の合計面積が7,674㎡です。</p> <p>以上で4番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の4番に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。2番推進委員です。それでは調査報告いたします。</p> <p>令和元年5月15日、譲受人と申請地で待ち合わせをして、聞き取りを行い申請地を調査いたしました。譲受人は、昨年まで警察官として勤務しており、定年退職後、〇〇総務部相談役として勤務しております。今後は野菜を作り、自家消費と販売を目指していくということであり、現在まで地主が貸している田んぼについては、今年まで耕作者に作っていただき、今年の秋以降、自分の、自分で管理をするということになります。労働力は奥さんと二人で行い、農機具は耕運機2台、軽トラックを所有し、トラクターを購入予定であります。申請地については、良く管理されております。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ、許可相当と思われ、以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、5番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>総会資料は12ページです。譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人 薩摩川内市祁答院町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町久末字夏越田〇〇番〇 田、880㎡です。</p> <p>以上で5番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の5番に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。5番委員です。それでは調査報告いたします。</p> <p>令和元年5月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い申請地を調査いたしました。えーまあこの申請地は、あの一蒲生の下久徳の大工さんでございます〇〇さんが、耕作されております。〇〇氏は、現在会社員でございます。58歳です。定年後は米を作っていきたいということでした。現在は〇〇さんより、機械、技術面を指導していただいて、やっているとのことでした。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ、許可相当と思われ、以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について</p>

		の1番から5番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番については、原案のとおり決定いたしました。
		————— 議案第3号 —————
議 長		次に、日程第5 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は13ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、北山在住の〇〇。土地の所在が、北山字南俣〇〇番〇田、〇〇番〇田 2筆で 合計面積が3,292㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域外の農地でございまして、農地区分は、第二種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としましては、山間部でイノシシによる被害もあるため、杉を植えて、山林としたいとのことです。自己資金で対応し、改良区等はありません。また、被害防除計画書が添付されております。以上で説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の1番に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい、15番委員です。報告いたします。 農地区分は、第二種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、北山下組お寺から、東に約300mの位置です。被害防除の現況としまして、東が山林、西が農道、南が里道と田、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明も有り、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては許可意見であります。以上報告いたします。
議 長		次の、2番について事務局の説明を求めます。

	事務局	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在が、加治木町小山田字石野〇〇番〇 畑、169㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は、第2種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、隣接地に桑の葉乾燥工場を建築するため、従業員の駐車場にしたいということでございます。融資で対応し、改良区等はありません。また、始末書の添付があります。以上で説明を終わります。</p>
議長		<p>ただいまの説明の2番に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	委員	<p>はい、5番推進委員が、調査報告いたします。</p> <p>立地基準及び農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、鹿児島国際ゴルフクラブから、西に約500mの位置。被害防除の現状としまして、東は山林、西が宅地、南は宅地、北は宅地。申請実現の確実性としまして、融資証明も有り、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては許可の意見であります。以上報告終わります。</p>
議長		<p>これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、一括して、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	委員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議長		<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委員	<p>[賛成多数]</p>
議長		<p>賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第4号 —————</p>		

議 長	<p>次に、日程第6 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から19番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は14ページから18ページでございます。今月の申請件数につきましては、19件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は宮島町の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は船津在住の〇〇、土地の所在は船津字城ヶ崎〇〇番〇 畑、719㎡です。申請地につきましては、土地改良の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由のほうは、資材置場を移転することになり、面積的に最良の土地であったためということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7番委員が報告します。</p> <p>立地基準、農地区分は2種農地であるが、その他農地に該当するので、問題ありません。申請地の位置ですけど、船津温泉から北西に150m。被害防除ですが、東が原野、西が宅地、南が宅地、北は河川。申請実現の確実性ですけども、自己資金証明もあり確実であり、条件及び特記事項特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇、譲渡人 愛媛県松山市在住の〇〇、土地の所在は加治木町木田字屋ノ上〇〇番〇 田、30㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、申請地北側に居住しているが、駐車場が不足しているため、埋め立てて駐車場として利用</p>

議 長	<p>したいとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画が添付されており、こちらのほうにつきましては、隣接宅地の〇〇番〇、〇〇番〇と一体利用であり、全事業面積が375.22㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5番推進委員が報告いたします。</p> <p>立地基準、農地区分は第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、千鳥公園から北に約150mの位置、盛土を1mして、L型擁壁を1mされるそうです。被害防除の現況といたしまして、東が市道、西は水路、南は水路、北は宅地。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 滋賀県近江八幡市在住の〇〇、譲渡人 神奈川県横浜市在住の〇〇、土地の所在が蒲生町漆字大窪〇〇番 田、1,558㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的につきましては、太陽光発電所で、理由としましては、日照時間が長く、太陽光設置に最良の場所であるためということです。融資で対応し、改良区等はございません。なお、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、調査は12番推進委員が行いましたが、本日欠席ですので、代理で7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7番委員が報告いたします。</p> <p>立地基準、農地区分は第2種農地であるが、その他農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置、漆小学校から北に300mの位置です。被害防除ですけれども、東が市道、西が田んぼ、南が宅地、北は田んぼです。実現の確実性ですけれども、融資証明もあり確実である。条</p>

議 長	事務局	<p>件及び特記事項ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。</p> <p>以上報告終わります。</p> <p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 三拾町の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 三拾町在住の〇〇、土地の所在は三拾町字木島〇〇番 畑、〇〇番〇 田、計2筆で、合計面積が1,624㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は有料老人ホーム・デイサービス棟、2棟の693.21㎡でありまして、理由としましては、有料老人ホーム及びデイサービスの建築の為、申請地を購入しまして、当該用地に供したいとのございます。融資で対応し、土地改良区の意見書が添付されています。なお、被害防除計画の添付もございます。また、隣接宅地の〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇と一体利用し、全事業面積が2,679.97㎡であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	委 員	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置であります。ひびき介護相談所から北に約40mの位置であります。被害防除の現況としまして、東が畑、西が水路、南が宅地、北は畑であります。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は別にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
議 長	事務局	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 住吉在住の〇〇、譲渡人 東京都小平市在住の〇〇、土地の所在は住吉字野添〇〇番〇 田、〇〇番〇 畑の計2筆、合計面積が828㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林と駐車場で、理由につきまして</p>

	<p>は、〇〇番〇は通作路がなく耕作が不便な為、山林としたい。〇〇番〇は、駐車場が狭い為、整地をして駐車場として利用したいとのことです。自己資金で対応し、改良区の方は区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。また、〇〇番〇は隣接宅地である〇〇番〇と一体利用ということで、なっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分については、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置であります。新照寺から東に約300mの位置であります。被害防除現況としまして、東が山林、西が田、南が市道、北が山林であります。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇、譲渡人 加治木町木田在住の〇〇、土地の所在が加治木町木田字赤坂〇〇番〇 田、405㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅で、1棟の57.96㎡です。理由につきましては、自己の住宅を建築し、生活の安定を図るものであるということでございます。融資で対応し、土地改良区の意見書が添付されています。また、被害防除計画書の添付もでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6番委員です。</p> <p>立地条件の農地区分でございますけども、農地区分は第3種農地で問題はございません。申請地の位置は、加治木小学校、南西に150mぐらいのところ。そいから被害防除ですが、東が市道、西が宅地、南が市道、北が宅地ということで、申請実現性の問題でございますけども、融資証明もあり確実であるということです。条件は特にございませ</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>ん。総合意見としまして、転用許可基準の立地条件、一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。終わります。</p> <p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 平松在住の〇〇、譲渡人 三拾町在住の〇〇、土地の所在が三拾町字福人〇〇番〇 田、462㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟、108.69㎡で、理由としましては、アパートに住んでいるが、手狭なため、住家を建築したいということでございます。融資で対応し、改良区の方は区域外のため不要です。また、被害防除計画書の添付がでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番推進委員です。それでは、報告いたします。 農地区分については、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、三拾町公民館から東に約150mの位置であります。被害防除現況としまして、東が田、西が農道、南が田、北が宅地であります。申請実現の確実性であります。融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは8番につきまして、ご説明いたします。 船津在住の〇〇、譲渡人 池島町在住の〇〇、土地の所在は、脇元字白金原〇〇番〇 畑、57㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、展示場で、理由としましては、現在ある展示場を拡張して利用したいということでございます。自己資金で対応し、改良区は区域外のため不要となっております。なお、始末書の添付がでございます。隣接地の〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇と一体利用し、全事業面積が235.71㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	<p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>5番委員です。報告いたします。</p> <p>立地区分、農地区分としましては、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置といたしまして、ホテルAZから北東へ約40mの位置でございます。被害防除の現状でございますけれども、東が国道、西が宅地、南も宅地、北が畑でございます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。終わります。</p>
議長	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 船津在住の〇〇、譲渡人 脇元在住の〇〇、土地の所在は、脇元字白金原〇〇番〇 畑、10㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的につきましては、展示場で、現在ある展示場を拡張して利用するという事です。自己資金で対応し、改良区のほうは区域外のため不要となっております。なお、始末書の添付がございます。隣接地の〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇と一体利用し、全事業面積が235.71㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>5番委員です。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題はございません。申請地の位置でございますけれども、ホテルAZから北東へ約40mの位置でございます。被害防除現状といたしまして、東が国道、西が宅地、南が宅地、北が畑となっております。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実でございます。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。終わります。</p>
議長	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは10番につきまして、ご説明いたします。</p>

	<p>譲受人 東餅田在住の〇〇、譲渡人 西餅田在住の〇〇、土地の所在が、東餅田字高木〇〇番〇 田、542㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅で1棟 106.62㎡で、理由としましては、借家が手狭となり、当地に永住用の家屋の建築計画に至りたいということでございます。融資で対応し、改良区のほうは区域外のため不要です。なお、面積超の理由書が添付がございます。こちらのほうにつきましては、一般住宅で500㎡を超えるということで、県農業会議ネットワーク機構への、意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4番委員です。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、高樋公民館から北東に40mの位置であります。被害防除の現況ですけれども、東が里道、西は市道、南が里道、北が宅地であります。申請実現の確実性ですけれども、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、報告終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 霧島市在住の〇〇、譲渡人 西餅田在住の〇〇、土地の所在は、西餅田字上川屋〇〇番〇 田、277㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅で1棟の98.70㎡で、理由としましては、申請地を取得して、一般住宅を建築するためと、なっております。こちらは、自己資金と融資で対応し、改良区のほうは区域外のため不要となっております。なお被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。5番委員です。</p>

	<p>農地区分は、第3種農地で、問題ございません。申請地の位置でございます。川原泌尿器科から北東へ100mの位置でございます。被害防除現状といたしまして、東が水路、西が宅地と市道、南が雑種地、北が宅地でございます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明及び融資証明もあり確実である。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは12番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>神奈川県川崎市の〇〇合同会社 代表社員〇〇、譲渡人 福岡県久留米市在住の〇〇、土地の所在は蒲生町西浦字吉ノ元〇〇番 田、1, 291㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所で、理由としましては、日照時間が長く、太陽光設置に、最良の土地である為ということです。融資で対応し、改良区等はございません。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7番委員が報告いたします。</p> <p>農地区分は2種農地であるが、その他農地のため、問題ありません。申請地の位置ですが、火之宇都公民館から北東に70mのところですが。被害防除現況としまして、東が市道、西が市道、南が荒地、北は里道です。申請実現の確実性ですけれども、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上報告終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは13番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町小山田在住の〇〇、譲渡人 加治木町仮屋町在住の〇〇、土地の所在が加治木町小山田字伊部野〇〇番〇 畑、〇〇番畑、計2筆、合計面積が597㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農</p>

議 長	<p>地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としては、譲り受けて、植栽林としたいとのことです。自己資金で対応し、改良区の方は区域外のため不要ということです。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。5番推進委員が報告します。</p> <p>農地区分は第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置、伊部野公民館から西に約100mの位置、被害防除の現況としまして、東は里道、西は原野、南は市道と宅地、北は山林。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、14番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは14番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町反土の有限会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 加治木町本町在住の〇〇、土地の所在が、加治木町反土字棚目〇〇番〇田、292㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由としましては、業務拡張により、社員駐車場を造成したいとのことです。自己資金にて対応し、水利組合の意見書があります。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、5番推進委員が報告いたします。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、加治木中学校から北東に約300mの位置、盛土をして0.3から1mです。被害防除の現況としまして、東は宅地、西は市道、南は私道、北は畑と里道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p>

議 長	以上報告終わります。
事務局	次の、15番について事務局の説明を求めます。
	<p>それでは15番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇、譲渡人 愛知県北名古屋市在住の〇〇、土地の所在が、松原町二丁目〇〇番〇 畑、125㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅で1棟、95.64㎡で、理由としましては、環境の優しい始良市へ移住する為、一般住宅を建築したいということです。融資で対応し、改良区の方は区域外のため不要です。なお、被害防除計画書の添付がございます。隣接宅地〇〇番〇〇と一体利用し、全事業面積が359.90㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>はい、4番委員です。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置、松原たいこ公園から東に100mの位置です。被害防除の現況、東が宅地、西は畑、南が市道、北が畑であります。隣接農地の日照のため緩衝を1.3mであります。申請実現の確実性、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項なし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>報告終わります。</p>
議 長	次の、16番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは16番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町反土在住の〇〇、譲渡人 長野県木曾郡在住の〇〇、土地の所在が、西餅田字辰喰〇〇番〇 田、1,203㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由としましては、帖佐小学校も近く、住宅環境が整っている為、宅地造成、4区画をしたいということです。自己資金で対応し、改良区の方は区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	<p>ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、4番委員です。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置、五社神社から西に250mの位置。被害防除現況、東が宅地、西が畑、南が宅地と畑、北が市道であります。申請実現の確実性です。自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 報告終わります。</p>
議長	<p>次の、17番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは17番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 三拾町の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 三拾町在住の〇〇、土地の所在が三拾町字下川畑〇〇番〇 畑、〇〇番〇 田の計2筆、合計面積が534㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、事務所集落地内なので、資材置場として、造成したいとのこと。自己資金で対応し、改良区の方は区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、2番推進委員です。それでは、報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置であります。上麓公民館から南へ約150mの位置であります。被害防除現況としまして、東が市道、西が宅地、南が市道、北が里道であります。申請実現の確実性であります。自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。 終わります。</p>
議長	<p>次の、18番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは18番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇、譲渡人 平松在住の〇〇、土地の所在が</p>

議 長	<p>蒲生町久末字上苑〇〇番〇 畑、449㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がりには10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で2棟、193.95㎡です。理由としましては、申請地に自己の用に供する住宅を建築したいとのことです。融資で対応し、改良区の方はありません。なお、始末書と被害防除計画書の添付がございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、10番推進委員です。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、勝産業から北に60mの位置でございます。被害防除の現況として、東は市道、西は宅地・山林、南は宅地、北は山林。申請実現の確実性として、自己資金の証明もあり確実であるということです。条件及び特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、19番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは19番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>福岡県福岡市の〇〇株式会社 代表取締役〇〇、譲渡人 広島県安芸郡在住の〇〇、土地の所在が、東餅田字北五反畑〇〇番〇 畑、44㎡のうち40㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的が、宅地造成で、以前31年の2月に、宅地造成4区画と位置指定道路を計画していたが、今回計画の見直しを行い、追加面積で40㎡が必要になったためということです。自己資金で対応し、改良区等はございません。なお、被害防除計画書の添付がございません。隣接地の〇〇番〇の一部959㎡と一体利用し、全事業面積が999㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、4番委員です。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置、コスモ</p>

	<p>始良店から東に150mの位置であります。被害防除の現況ですけれども、東が畑、西が転用地、南が鉄道用地、北が転用用地であります。これであの申請実現の確実性ですけれども、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項なし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>報告を終わります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から19番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から19番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から19番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第7 議案第5号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p> <p>1番から4番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は19ページでございます。今月の申請件数につきましては4件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は平松在住の〇〇、所有者は西餅田在住の亡〇〇。土地の所在は船津字起地〇〇番、田、1,996㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工があり、農用地区域内農地であります。使用目的は、盛土をして畑で、理由としましては、自家利用の家庭菜園として、</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>野菜等を栽培したいとのことです。なお、被害防除計画書の添付がございません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、6番委員です。</p> <p>農地区分は、農用地地域内の農地と指定されております。それから、申請地の位置でございますけども、船津公民館から東に550mの位置に属しております。それから、造成工法は、盛土、先程、しょうかいがありましたように0.9mの位置ですと盛土をするとのいうことでございます。それから被害防除の現状ですが、東が田、西が水路、南が田、北が農道となっております。申請実現性の確実性でございますけども、自家菜園で、にするということを明言されておりましたので、確実であろうと思われまふ。その他の条件は特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は蒲生町下久徳在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は蒲生町下久徳字森木田〇〇番 田、〇〇番 田の計2筆、合計面積が1,040㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。使用目的は、盛土をして畑で、理由としましては、用水の確保が難しい為、畑として利用したいとのことです。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。7番委員が報告いたします。</p> <p>申請地の位置ですけども、ろうけん大楠から北西に150mの位置です。それから、現況としまして、東が水路と雑種地、西が水路、南が宅地、北が田んぼです。それから、実現の確実性ですけど、家庭菜園をするということで、確実であります。条件、特記事項ありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上、報告終わります。</p>

議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は蒲生町下久徳在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は蒲生町北字唐船〇〇番〇 田、983㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工があり、農地区分は、農用地区域内農地で、あります。使用目的は、盛土をして畑で、理由としましては、収穫した稲ワラ等の保管場所として利用し、空き地は飼料作物の作付けを行いたいということです。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。10番推進委員です。説明いたします。</p> <p>農地区分は、農用地区域内の農地であります。申請地の位置は、高山産業大楠工場から東に約200mの位置でございます。被害防除の現状として、東が水路、西は農道、南は堆肥舎、北は田でございます。それから、申請実現の確実性として、先程、説明がございました、乾燥草をロールして、保管場所にするとのことで、確実でございます。条件及び特記事項は、特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は蒲生町上久徳在住の〇〇、所有者は同じく蒲生町上久徳在住の〇〇〇。土地の所在が蒲生町上久徳字木佐木原〇〇番〇 田、277㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ヘクタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。使用目的は、盛土をして畑で、理由としましては、土地の買収をされたことで、面積が狭くなり、道路からの高低差が大きくなった為ということです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。7番委員が、調査報告いたします。</p> <p>申請地の位置ですけど、大楠ちびっこ園から東に約200mの位置です。造成工法、土留の0.5ということです。被害防除現況は、東が市</p>

	道、西が原野、南が宅地、北が県道。実現の確実性ですけど、家庭菜園にするということで、確実であります。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見です。 調査報告終わります。
議 長	これより、議案第5号1番から4番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[挙 手]
議 長	11番推進委員。
委 員	はい、議案第5号の1番と4番ですね。所有者がえーと故人に、なっているんですが、えーと相続なり、名義が変更されないまま、これ、申請を受理することは、出来るんですか。事務局に。
議 長	事務局。
事務局	農地の利用目的変更願ですけど、これはですね、農業委員会でいわばサービスの事業でございまして、農地法には何も関わりませんので、相続が終了していなくても、相続人であれば、申請出来るという、いわば、相続登記を行わなくても、実際、相続している方が、申請して構わないと、〇〇さんは〇〇さんの息子にあたりますので、相続人の一人であたりますので、申請出来るということです。 補足を、今の説明に則して、ちょっと補足をさせていただきますが、ここが奥様の方に、もうご名義がですね、もし相続で移っていれば、3条の1項で農地法上は届出だけで済みます。で、総会等の議決を要する案件にはなりません。ただ、今この現状では亡くなられて、まだ相続が、まだ登記を移していない状況という形です。この利用目的変更願については、先程、申し上げたとおり、農地法によるものではなく、農業委員会がサービスの行う事業で、届出を受理したうえで、田のものを、地目を田のものを、畑として利用することを、まあ承認するということの、事案ですので、ご理解をください。 参考にはですね、登記を変える、地目変更登記をする場合に、相続を変えるということは要しませんので、単に相続人であれば、地目変更登記も出来ますので、参考までに。以上です。
委 員	相続が出来ない場合は、申請人は、誰になるんですか。
事務局	申請人欄に書いてある方が、申請人になります。
委 員	で、その方が印鑑を押すということですね。

	事務局	はい。
議 長		1 1 番推進委員、それでよろしいですか。
	委 員	はい。
議 長		ほかに、質疑ございませんか。 それでは、お諮りいたします。 議案第5号 農地の利用目的変更願についての1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第5号 農地の利用目的変更願についての1番から4番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 議案第6号 —————
議 長		次に、日程第8 議案第6号、非農地証明願についてを議題に供します。1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第6号非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は20ページでございます。今月の申請件数につきましては2件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は西餅田在住の〇〇、所有者は西餅田在住の亡〇〇です。土地の表示は池島町〇〇番〇、畑、132㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。現況は宅地であり、昭和54年に、居宅が建築されているため、非農地となっているものでございます。 以上で説明を、終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。5番委員です。 申請地の位置でございますけれども、啓明幼稚園から、南へ約50mの位置でございます。現況といたしまして申請のとおり、宅地となつてから、約39年程経っていると、認められる。周囲の状況と非農地とすることの生じる影響といたしまして、現況といたしまして、東が宅地、

<p>議 長</p>	<p>西が宅地、南が市道、北が宅地でございます。非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、すでに宅地となり約39年が経ち、家も建っており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、現地調査員といたしましては、承認意見でございます。</p> <p>終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は平松在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在が平松字松木田〇〇番、田、259㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。現況は宅地であり、平成2年に、建物が新築された際に宅地として利用開始された為ということでございます。</p> <p>以上で説明を、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。6番委員です。</p> <p>地域の区分は、第3種農地としてあります。それから、調査の内容で申請地の位置でございますけど、三井食品から南に隣接地に約0mということは、もうひっついてるということでございます。それから現況でございますけども、申請のとおり平成2年、宅地となってから、約28年程度経っていると、いうことでございます。周囲の現状及び非農地の証明としまして、東が宅地、西が工業地域、南が水路、北が工場となっております。ただ非農地としての認定でございますけども、現状と同じく、宅地となつて28年経過しており、やむを得ないと認められるということで、条件は特になし。総合意見としましては、現地調査員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第6号、非農地証明願についての1番から2番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第6号、非農地証明願の1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	<p>委員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第6号、非農地証明願の1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第7号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第9 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について、ご説明いたします。総会資料は21ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は蒲生町下久徳在住の〇〇、変更区分は用途区分変更です。土地の所在は蒲生町北字唐船〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計2筆で合計面積が1,574㎡です。変更前の用途区分は農地、補助事業は昭和53年から61年の県営圃場整備事業 米北地区施工地です。変更後の用途は堆肥舎であり、理由としましては、堆肥舎を建設するためということでございます。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、10番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、農用地区域内農地でございます。申請地の位置は、高山産業大楠工場から、東に200mの位置です。被害防除の現状は、東が水路、西が農道、南が田、北が田んぼでございます。申請実現の確実性は、補助事業の手続きも完了しているので、確実であるということです。条件及び特記事項は特にありません。総合意見としましては、現地調査委員としましては、承認の意見であります。 以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）の1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[挙 手]</p>
議 長	<p>1番委員。</p>

	委員	<p>1番委員です。</p> <p>参考資料の105ページのほうにですね。用途区分変更の参考資料があるんですが、その書類に、よりますというと農用地区域からの除外というふうに、ありますけども、農用地区域から除外に関する承諾書ということで、うんぬんと文章を見ますというと、上記の農地を、〇〇が貸借して農用地区域から除外することについて、承諾しますということなんですけども、これは、その農用地区域からの除外でも何でもありませんよ、いわゆるこの、そのままにして、用地区分を変更すると、いわゆる、農用地から農業施設用地のほうに、ただ変えるということであって、なんもこの、除外する必要はないと思うんですけども。この表現はどうなんでしょう。除外じゃないですよ。</p>
議長	事務局	<p>事務局。</p> <p>ただ今のご質問でございますが、今、1番委員がおっしゃられたとおり、用途区分変更なので、この承諾書の表記が誤りでございます。こちらのほうを訂正して、修正をいたしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長		ほかにございませんか。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）の1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委員	[賛成多数]
議長		<p>賛成多数により、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）の1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第8号 —————</p>
議長		<p>次に、日程第10 議案第8号、農地あっせん申出（貸付希望）についてを議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>それでは、議案第8号 農地あっせん申出（貸付希望）についてご説明申し上げます。総会資料は22ページです。今月の申請につきましては、</p>

	<p>1件となっております。参考資料につきましては109ページになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番を、ご説明申し上げます。</p> <p>内容につきましては、貸付です。土地の所在が、中津野字尾頭〇〇番〇ほか3筆、田、3,004㎡です。申請人は中津野在住の〇〇、希望貸付期間は3年以上、希望小作料は10アール当たり5,000円プラス水利費となっております。</p> <p>補足で申し上げますと、これは申請が5月16日で行いましたので、申請人に対しまして、今年状況はちょっと厳しいかもしれませんので、と説明いたしまして、管理をしてくださいということで、5月の17日に一旦、耕運されております。</p> <p>そういうことで、議案の8号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第8号、1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第8号、農地あっせん申出（貸付希望）の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号、農地あっせん申出（貸付希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
委 員	<p>「意見なし」</p>
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第8号 農地あっせん申出（貸付希望）についての、1番については、4番推進委員にお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>「はい」</p>
議 長	<p>それでは、4番推進委員、よろしくお願ひいたします。</p>

議案第9号	
議 長	<p>次に、日程第11 議案第9号、農地あっせん申出（借受希望）についてを議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第9号 農地あっせん申出（借受希望）についてご説明申し上げます。総会資料は23ページです。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては110ページから111ページになりますので、審議の参考にしてください。</p> <p>それでは、1番を、ご説明申し上げます。</p> <p>内容につきましては、借受です。申請者は小山田在住の〇〇、希望地区は、小山田竜門小付近、希望面積は、3,000㎡の田畑で、水稻、里いも、なすを作付け予定しております。希望貸借期間は5年から10年、希望小作料は相手との話し合いによるこのことです。</p> <p>以上、議案第9号の説明を、終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第9号、1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第9号、農地あっせん申出（借受希望）の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第9号、農地あっせん申出（借受希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
委 員	「意見なし」
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第9号 農地あっせん申出（借受希望）についての、1番については、3番委員、にお願いしたいと思います。</p>
委 員	「はい」

議長	<p>それでは、3番委員、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議長	<p>次に日程第12、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。</p> <p>資料の2ページをご覧ください。13番につきましては、今月の議案第2号4番で、3条が決定したとおり、あっせんが成立しましたので、終了となります。続きまして16番につきましては、あっせんが終わりました、すでに耕運されておりますが、利用権は、来月の予定です。続きまして6ページの64番につきましては、あっせんが1,845㎡終わっております、本日の議案第5号36番で、利用権が設定されたので、終了となります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。</p>
委員	<p>「報告なし」</p>
議長	<p>ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある方は挙手を願います。</p>
委員	<p>「質問・意見なし」</p>
議長	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————</p>
議長	<p>次に日程第13、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。</p> <p>5月は6件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（5月分）を、後ほどご確認ください。ご理解よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、発言のある方は挙手を願います。</p>

	委員	「質問・意見なし」
議長		<p>ないようですので それでは、この案件は報告ですので これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— その他 —————</p>
議長		<p>それでは日程第14、その他でございますが、委員の方から何かございませぬか。</p>
	委員	「発言なし」
議長		<p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。</p>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度 始良市農業委員会互助会決算報告について ○ 農業新聞の記事の提供依頼について ○ 「農地の借りたい・貸したい総点検」アンケート集計の提出依頼について（関連で人・農地プランについて） ○ 農業委員会だよりについて
議長		<p>ほかにありませんか。 それでは以上をもちまして、令和元年度 第2回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p>
事務局		<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____